

事業主のみなさまへ

豊田市生活困窮者仕事と住まいの一体支援費補助金

・この補助金は、就労及び住居が不安定な状態にある生活困窮者（以下、「対象労働者」という。）を新たに雇用し、あわせて 住居を提供する**事業者**に、雇入れに要する費用（**上限30万円**）を補助するものです。

申請受付期間：令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

対象労働者

・①～③の**全て**を満たす者を、市又は自立相談支援機関の紹介により、継続して雇用する労働者

- ①豊田市内に居所がある者
- ②紹介日に雇用保険の被保険者でない者
- ③離職・廃業等により住居を喪失している又は喪失するおそれがある者

※1：職業紹介時に、補助の対象となる労働者である旨をご説明します。

※2：「継続して雇用する労働者」とは、対象労働者と期間の定めのない雇用又は6ヶ月以上の契約期間の雇用契約を締結している労働者であることをいいます。

※3：「住居を喪失するおそれがある者」とは、住居を有しているが、収入・資産がなく、住居を維持できなくなる可能性がある者をいいます。

補助事業者

・①～②の**全て**を満たす必要があります。

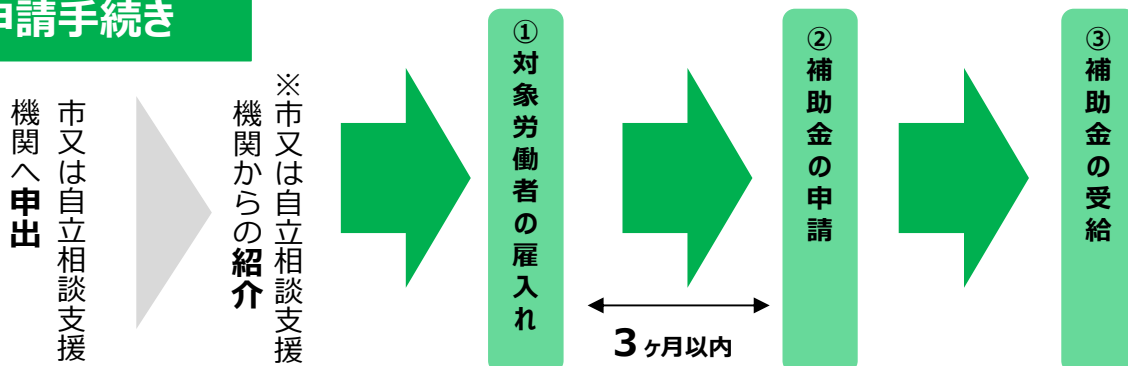
- ①豊田市内に本店、支店等を置く事業者であること。
- ②雇用保険の適用事業主であること。

※1：対象労働者を雇用保険の被保険者として雇い入れること。

※2：対象労働者と**期間の定めのない雇用又は6ヶ月以上の契約期間の雇用契約を締結**し、かつ**住居を提供**すること。

※3：対象労働者の勤務状況を毎月市へ報告すること。

申請手続き



※1：支給申請期間は「①対象労働者の雇入れ」から**3ヶ月以内**です。これを過ぎた場合は支給されません。